

国立大学法人旭川医科大学における会計監査人候補者の選定について（公募）

国立大学法人における会計監査人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第40条により、文部科学大臣が選任することとされています。

また、選任に当たっては、各国立大学法人が会計監査人の候補者を選定し、会計監査人候補者名簿を文部科学大臣に提出することとされています。

つきましては、国立大学法人旭川医科大学における会計監査人の候補者の選定に当たり、企画提案書の募集を行いますので、希望される監査法人又は公認会計士の方は、下記により企画提案書の提出をお願いいたします。

なお、企画提案書の作成に当たっては、別紙「公募要領」をご参照ください。

記

1. 公募に付する事項

(1) 事業名

国立大学法人旭川医科大学における会計監査業務

(2) 事業目的

準用通則法第39条第1項により定める財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書等に関する監査を行う会計監査人候補者の選定を目的とする。

(3) 事業内容

国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）における財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書等に関する監査、会計監査報告の作成等に係る会計監査業務とする。

(4) 事業年度

令和4年度から令和6年度までとする。（3ヵ年間）

- ① 今回の候補者選定は、令和4年度から令和6年度までの複数年にわたる会計監査人候補者の選定とする。ただし、毎年度、文部科学大臣の選任を受けることから、契約期間は単年度となることに留意すること。

また、令和5年度以降については、当該年度開始前に会計監査業務に係る監査計画書等を提出することとし、本学においてその内容を評価・検証したうえで適切であると認めた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとする。

なお、今回選定された者が行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化、契約の履行状況等により適切に監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しの対象とする。

- ② 会計監査人の任期は、当該年度の財務諸表についての準用通則法第38条第1項承認の時までとする。

2. 応募資格

- (1) 準用通則法第41条に定める資格を有する監査法人又は公認会計士であること。
- (2) 会社法第337条第3項における欠格事由に該当しない者であること。
- (3) 公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11及び第34条の11の2並びに公認会計士法施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等

のないこと。

- (4) 旭川医科大学契約細則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (5) 本学の学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3. 公募要領等の交付

- (1) 交付期間：令和4年2月7日（月）から令和4年2月28日（木）
土日、祝祭日を除く9時00分から17時00分までとする。
- (2) 交付場所：078-8510 旭川市緑が丘東2条1丁目1-1
国立大学法人旭川医科大学 監査室（本部管理棟1階）
TEL 0166-68-2107 E-mail kansa@asahikawa-med.ac.jp
- (3) 交付方法：直接来学の場合は、電子媒体により交付するので、記憶媒体（USBメモリ等）を持参すること。また、交付期間中は、旭川医科大学ホームページの「入札・公募情報」からダウンロードすることも可能。
(http://www.asahikawa-med.ac.jp/index.php?f=cooperation+bid_am)

4. 提出書類

- (1) 参加申込書（公募要領 様式1）
- (2) 誓約書（公募要領 様式2）
- (3) 企画提案書 A4版 8部
(別紙公募要領の「企画提案書の記載要領」を参照のうえ、作成すること。)
- (4) 貴法人等の概要が記載されたパンフレット等 8部

5. 応募関係書類の提出期限、提出方法、提出先及び問い合わせ先

- (1) 提出期限：令和4年2月28日（月）17時（必着）
- (2) 提出方法：持参又は宅配便・配達記録郵便とする。
- (3) 提出先及び問い合わせ先：上記3.(2)に同じ

6. 会計監査人候補者選定方法等について

- (1) 選定方法
応募者から提出された企画提案書等及び同企画提案書に基づくプレゼンテーションを本学設置の事業者選定委員会において総合的に評価したうえで、会計監査人候補者を選定する。
- (2) プレゼンテーションの実施について
本学へ提出された企画提案書等に基づき、令和4年3月8日（火）13時00分から本学第二会議室（本部管理棟2階）においてプレゼンテーションを実施する。
プレゼンテーションに係る詳細は、別途通知する。
なお、Zoom等を用いたオンラインにより実施する場合がある。

7. その他の事項

本件に関するその他必要事項については、別紙の「公募要領」による。

令和4年2月7日

国立大学法人旭川医科大学
学長職務代理 松野丈夫